

第35回(法定第10回)新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事要旨

日時:令和3年1月8日(金) 午後3時35分 ~ 午後4時50分

場所:庁議室

1 開会

危機管理監

- ・1月7日に国から緊急事態宣言が発令されたため、本会議から新型インフルエンザ等特別措置法の第34条に基づく法定の対策本部へと移行する。

2 議題

(1) 緊急事態宣言(基本的対処方針)のポイント及び県の緊急事態措置の内容について

健康推進部長

- ・1月7日に緊急事態宣言が発令された。期間は1月8日から2月7日までである。宣言解除の考え方が医療体制のひっ迫状況などがステージ 相当に下がることを踏まえて、総合的に判断される。
- ・所沢市を含む埼玉県全域での飲食店の営業時間の短縮要請等は1月12日からとなる。
- ・1月5日の知事会見からの変更点を中心に説明した。
 - ▶外出自粛の要請(法第45条第1項適用)
 - ▶施設の使用停止等の要請(法第24条第9項適用)
 - ・飲食店の営業時間の短縮要請等
 - ▶事業者への要請(法第24条第9項適用)
 - ・テレワークの徹底
 - ▶催物(イベント等)の開催制限の要請(法第24条第9項適用)
 - ▶県立学校における感染防止対策等の要請(法第24条第7項適用)
 - ・県立博物館、美術館及び図書館について休館等を要請。
- ・県緊急事態措置等と合わせた対応として以下の3点が要請されている。
 - ▶県主催のイベント、行事については、原則中止または延期される。
 - ▶屋内県有施設は原則として休館する。ただしすでに予約されている場合などは除くが、その場合は感染対策を厳格に行うよう強く要請する。
 - ▶緊急事態措置に含まれていない遊興施設等には、1月12日から営業時間を午後8時まで、酒類の提供を午後7時までとするようお願いする。

(2) 緊急事態宣言、緊急事態措置を受けての各部の対応について

総務部	<ul style="list-style-type: none">・可能な限り在宅勤務制度や週休日の振替制度の活用、時差出勤制度の活用を促す。・マスク着用徹底、はずした時の会話の自粛等の基本的な感染防止対策を徹底して行く。・やむを得ない場合を除き、午後8時以降の勤務を命じないよう各
-----	--

	所属に依頼する。
市民部	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりセンターやコミュニティセンターの貸館 昼間 新規の予約は休止、予約済分は、利用可 20 時以降 利用を停止（1 月 8 日～2 月 7 日） ・ホールの利用は定員 50%を上限とする。（1 月 9 日～2 月 7 日） ・所沢駅東口市民ギャラリーの貸館 昼間 新規の予約は休止、予約済分は、利用可 ・市民文化センターについては、収容人数 50%上限とする。（1 月 12 日～2 月 7 日）また、イルミネーションは午後 8 時までとする。 ・斎場については、会食は午後 8 時までとする。
福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもと福祉の未来館の貸館 昼間 新規の予約は休止、予約済分は、利用可 20 時以降 利用を停止（1 月 12 日～2 月 7 日） ・こどもと福祉の未来館の 1 階の福祉の相談窓口と 2 階のこども支援センターは、通常どおり営業する。 ・サン・アビリティーズは工事のため 1 月 12 日～3 月 31 日まで休館する。 ・老人憩の家、老人福祉センターは、重症化リスクの高い高齢者が利用するという観点から、閉館とする。（1 月 12 日～2 月 7 日）
環境クリーン部	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の緊急事態宣言期間中はごみの搬入を制限したが、今回は通常どおり、受入を継続する。
産業経済部	<ul style="list-style-type: none"> ・営業時間短縮の要請に協力した事業者に対する協力金について、県主催の事業として行われており、問い合わせがあった際には情報提供している。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> ・東所沢公園内「武蔵野樹林パーク」について 20 時以降 利用を停止（1 月 8 日～2 月 7 日） ・予約済みの公園内での行為について、感染防止対策等を注意喚起したうえで認める。 ・公園で行う新規申し込みのイベント等について、1 月 8 日～2 月 7 日は利用の延期又は中止について協力を依頼する。
教育総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・体育施設及び生涯学習推進センターについて、 昼間 （屋内）新規の予約は休止、予約済分は、利用可 20 時以降 屋内・外ともに利用を停止 ・学校開放は 20 時までとする。また、利用する団体に対しては、ガイドラインに従って活動をするよう依頼するとともに、対外試合は禁止する。 ・図書館については、閲覧席の一部利用を停止するとともに、滞在時間を 60 分以内に制限し、新所沢分館は 20 時閉館とする。

<p>学校教育部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教委の要請を踏まえて、感染防止対策を講じながら教育活動を継続する。 ・ 部活動については、下記のとおりの対応とする。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 感染リスクの高い活動は行わない。 ▶ 各学校で作成しているガイドラインに従って活動をする。 ▶ 朝練、休日の練習は行わない。 ▶ 対外試合、合同練習は原則として中止する。
--------------	--

いずれの事業も感染対策を徹底したうえで実施する。

(3) イベントの考え方の変更について

健康推進部長

- ・ 緊急事態宣言発令に伴う県主催のイベント等に対する考えを踏まえ、所沢市においても、2月7日までのイベント等については中止または延期するものとした。

決定事項

提案のと通りの取り扱いとする。

(4) 市長メッセージについて

健康推進部長

- ・ 市長メッセージは、県知事の内容との重複は避ける形で整理、メッセージ性を重視した修正を行い1月8日中に発出予定である。

(5) その他

市民医療センター事務部長

- ・ 人間ドック、健康診断事業は、感染症予防対策を行いながら実施する。

健康推進部長

- ・ がん検診、特定健診事業は、感染症予防対策を行いながら実施する。

所沢中央消防署長

- ・ 所沢市内の救急出動件数が令和元年比べ、令和2年は1,963件減少(速報値)した。減少した理由はこれから検証を行うが、緊急事態宣言や外出自粛等で病院を受診する人が少なくなり、相対的に救急も減ったと考えられる。

次回会議予定

- ・ 未定

3 閉 会